

1 借受・転貸状況

1-1 借受・転貸面積(令和5年度)

	合計 (フロー)	3月末までに権利発生したもの(※2)					左記の期間(※4)											
		計画の別			権利の種類別		地目別(※3)			設定期間別								
		促進計画	集積計画 (一括方式)	配分計画	集積計 画	農地法 3条	賃借	使用賃借	田	畑 (樹園地以外)	畑 (樹園地)	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
借受面積	483.2	0.5	398.6	/	83.4	0.7	369.7	113.5	454.3	28.9	-	0.3	0.7	12.3	34.9	116.6	250.0	68.4
転貸面積(※1)	548.5	67.3	398.5	82.7	/	/	410.3	138.2	508.7	39.8	-	0.5	3.5	36.3	52.2	137.9	250.8	67.3
うち新規集積面積(※1)	121.1	1.9	117.4	1.8	/	/	94.0	27.1	96.2	24.9	-	0.5	1.2	3.0	6.3	22.0	68.3	19.8

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に農地中間管理権を取得し、令和5年度に転貸した面積を含む。「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まない。

※2: 過年度に農地法第3条第1項14の2の届け出又は農用地利用集積計画を公告し、令和5年度に権利発生したもの及び過年度に農用地利用配分計画を認可公告し、令和5年度に権利発生したものを含む。

※3: 登記簿地目ではなく、現況地目で区分し記載すること(1-2でも同様)。

※4: 農地中間管理権を取得した農地の借受または転貸の期間の区分ごとに面積を記載する。(年度末の残存期間でないことに注意)。

1-2 累計(令和5年度末時点)※1

	累計 (ストック)	権利の種類別		地目別			残期間別(※4)							地域類型別	
		賃借	使用賃借	田	畑 (樹園地以外)	畑 (樹園地)	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	平地 農業地域	中山間 農業地域
借受面積(①)	5,830.0	4,725.7	1,104.3	5,486.4	343.3	0.3	267.3	961.9	1,864.8	962.5	1,435.3	140.5	197.7	131.5	5,698.5
うち転貸面積(②)	5,764.6	4,721.3	1,043.3	5,449.4	314.9	0.3	267.8	975.7	1,869.0	946.1	1,434.4	140.5	131.1	131.5	5,633.1
うち新規集積面積	1,876.9	1,675.4	201.5	1,721.1	155.8	-	138.9	318.8	460.4	354.4	507.6	41.4	55.4	54.3	1,822.6
うち機構が管理している面積(③)	65.4	4.4	61.0												
うち作業委託で管理している面積	-	-	-												
うち条件整備中の面積	65.4	4.4	61.0												
うち新規就農者等へ転貸するために確保した面積(※2)	-	-	-												
うち研修実施のために確保した面積	-	-	-												
転貸率②/①	99%														

※1: 令和5年度末までに権利発生したものを記載すること。

※2: 借受面積は、令和5年度末時点で現に農地中間管理権を取得している全面積、転貸面積は令和5年度末時点で現に転貸している全面積とし、当年度以前に解約・解除した面積は含まない。

※3: 新規就農者、新規参入者等へ転貸する目的であらかじめ中間保有している全面積を記載すること。

※4: 研修(農地中間管理事業の実施に関する法律第2条第3項第7号)を実施するために確保した面積を記載すること。

※5: 令和5年度末時点の残期間で区分し記載すること(利用権設定時の存続期間でないことに注意)。

1-3 遊休農地の借受・転貸面積(令和5年度)

フロー	3月末までに権利発生したもの(※2)	うち農地バンク自ら(※3)解消した面積
借受面積(※1)	0.2	-
転貸面積(※2)	0.4	/

※1: 農地法第30条の規定による利用状況調査で遊休農地(農地法第32条第1項第1号及び第2号の農地をいう。以下同じ。)と判断された農地であって、かつ、借受時点で遊休農地であったものを、令和5年度中に機構が借り受けた面積を記載すること。

※2: ※1及び上記1-1の※2と同じ。

※3: 「農地バンク自ら」には、委託して解消したものを含む。

1-4 遊休農地の借受・転貸面積(令和5年度末時点の累計)

ストック	3月末までに権利発生したもの	うち農地バンク自ら解消した面積
借受面積	0.4	0.2
転貸面積	0.4	/

2 転貸先の状況(令和5年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積※1
(1)地域内の農業者	176	503.1
うち個人	81	88.6
①担い手	70	85.1
ア. 認定農業者	38	49.2
イ. 認定新規就農者	32	35.9
ウ. 基本構想水準到達者	-	-
②担い手以外	11	3.5
うち法人	95.0	414.5
①担い手	93.0	414.3
ア. 認定農業者	90	408.5
A. うち企業	27	110.5
うち農外から参入した企業	1	10.8
イ. 認定新規就農者	3	5.8
ウ. 基本構想水準到達者	-	-
②担い手以外	2	0.2
うち認定農業者等以外の農外から参入した企業	1	0.2
うち企業	31	115.9
うち農外から参入した企業	2	11.0
(2)地域外からの参入者	11	45.4
うち個人	1	0.8
①担い手	1	0.8
ア. 認定農業者	1	0.8
イ. 認定新規就農者	-	-
ウ. 基本構想水準到達者	-	-
②担い手以外	-	-
うち法人	10.0	44.6
①担い手	9.0	43.1
ア. 認定農業者	9	43.1
A. うち企業	8	42.5
うち農外から参入した企業	3	13.3
イ. 認定新規就農者	-	-
ウ. 基本構想水準到達者	-	-
②担い手以外	1	1.5
うち認定農業者等以外の農外から参入した企業	1	1.5
うち企業	8	42.5
うち農外から参入した企業	3	13.3
(1)と(2)の合計(※3)	187	548.5

※1: 担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2: 各経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上されて重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

※3: 複数地域で転貸を受けたことによる重複を除いた数を記載すること。(延べ数ではない)

3 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況別表のとおり

【参考】既存経営体・新規参入経営体別の転貸先の状況(令和5年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1)既に農業経営を行っている農業者	127	426.0
うち個人	36	48.5
①担い手	33	46.2
ア. 認定農業者	22	40.0
イ. 認定新規就農者	11	6.2
ウ. 基本構想水準到達者	-	-
②担い手以外	3	2.3
うち法人	91	377.5
①担い手	88	375.8
ア. 認定農業者	88	375.8
A. うち企業	26	99.8
うち農外から参入した企業	2	12.4
イ. 認定新規就農者	-	-
ウ. 基本構想水準到達者	-	-
②担い手以外	3	1.7
うち認定農業者等以外の農外から参入した企業	2	1.6
法人うち企業	28	100.0
うち農外から参入した企業	3	12.6
(2)新たに農業経営を行う農業者	60	122.5
うち個人	46	40.9
①担い手	38	39.8
ア. 認定農業者	17	10.0
イ. 認定新規就農者	21	29.8
ウ. 基本構想水準到達者	-	-
②担い手以外	8	1.1
うち法人	14	81.6
①担い手	14	81.6
ア. 認定農業者	11	75.8
A. うち企業	9	53.2
うち農外から参入した企業	2	11.7
イ. 認定新規就農者	3	5.8
ウ. 基本構想水準到達者	-	-
②担い手以外	-	-
うち認定農業者等以外の農外から参入した企業	-	-
法人うち企業	11	58.4
うち農外から参入した企業	2	11.7
(1)と(2)の合計	187	548.5

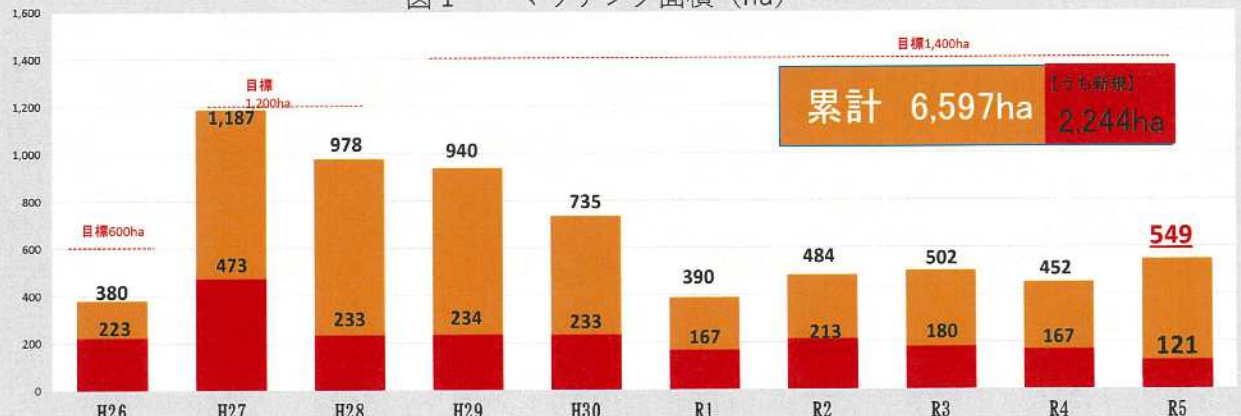
令和5年度 農地中間管理事業の推進状況

(一財) 広島県森林整備・農業振興財団

1 農地の転貸実績 (県計)

- 令和5年度目標1,400haに対し、187経営体の実績は549ha(前年比121.5%), うち新規集積は121ha(前年比72.5%)
- 10年間で767経営体に対して6,597haのマッチングを実施
- 担い手借入農地面積 (R2.3月末 県調査: 10,856ha) の60.8%が農地中間管理事業による貸借 (前年60.7%)

図1 マッチング面積 (ha)

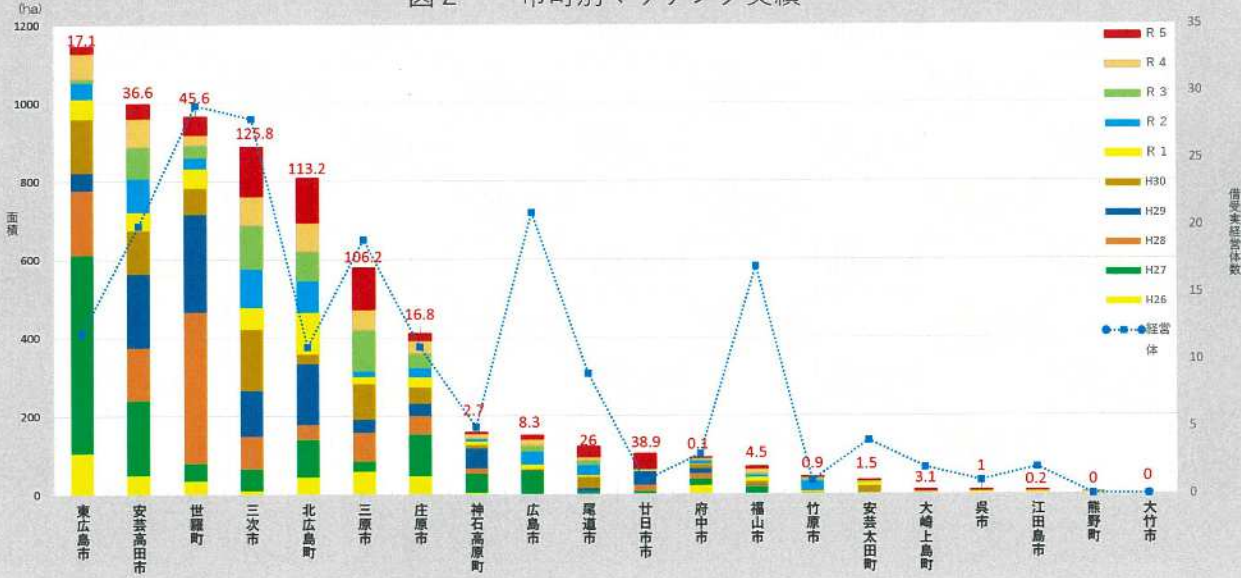


★ 面積の増加については、農業法人の新設、相対契約からの借り換え、満期による再契約により、転貸面積が増加した。

2 農地の転貸実績 (市町別)

- 東広島市 (1,146ha), 安芸高田市 (999ha), 世羅町 (966ha), 三次市 (888ha), 北広島町 (808ha)
- R5年度 三次市(125.8ha), 北広島町(113.2ha), 三原市(106.2ha), 世羅町(45.6ha), 廿日市市(38.9ha)

図2 市町別マッチング実績



★ 令和5年度の実績において、転貸面積が多い市町では集落法人が大半を占めていた。

★ 令和5年度農地中間管理機構関連農地整備事業は4市5地区約60haが採択された。(R6採択予定: 1市1地区25ha)

3 重点項目別実績

	経営体数 (実数)						面積 (ha)					
	~R1	R2	R3	R4	R5	計	~R1	R2	R3	R4	R5	計
1 産地育成につながる大規模な農地集積 (内数)	31	5	4	10	10	34	181	18	32	44	46	321
2 集落法人設立・規模拡大	449	69	65	59	69	195	3,879	246	207	291	340	4,963
3 認定・新規就農者等への集積	483	111	139	135	118	572	731	237	295	161	209	1,633
計	932	180	204	194	187	767	4,610	483	502	452	549	6,596

1 については、70.9haの園芸用農地の集積のうち、1ha以上の集積が10経営体46haあり、最大は12.8haであった。

2 については、330haの集積のうち9割近くが、相対契約からの契約、満期に伴う再契約であった。

3 については、水稻専作の認定農業者 (うち新設1法人) との契約が増加傾向にある。

農地中間管理事業の農地管理について

① 賃貸料金の徴収・支払

- 平成27年からの9年間で延べ2,842経営から約1,456,000千円を徴収。
- 同様に延べ44,005の農地所有者等に賃借料金に支払事務を実施。 ※物納含まない

【年度別賃借料金徴収状況】

単位：千円，件



【年度別賃借料金支払状況】

単位：千円，件



② 契約管理(変更事務)

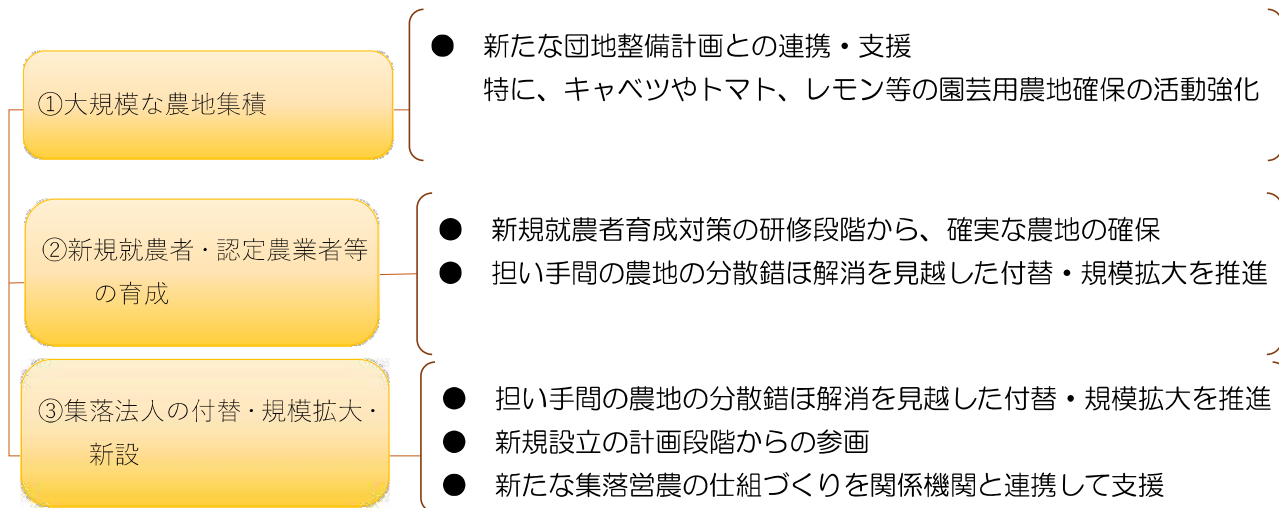
- 9年間の中間管理権取得面積6,586haに対し，集積計画2,630ha，配分計画2,257ha，合計4,887ha分の変更事務を実施。
- 所有者の高齢化に伴う相続・贈与，地代減額に伴う賃借料金の変更等に関連した所有権移動の変更事務が急増

【年度別配契約変更の割合】 (各年度変更農地面積 / 当該年度中間管理権取得農地面積) 単位：%



令和5年度 農地中間管理事業 重点項目別活動実績について

○ 令和5年度 重点項目



1 産地育成につながる大規模な農地集積

(1) 転貸実績

規模拡大意向のある経営体や新規参入企業にまとまった園芸用の優良農地を確保し、1 ha以上の集積は10経営体に約46.0haを転貸した。平成27年度からの10年間で34経営体に321haの転貸となった。

単位：ha

経営体名	市町名	品目	R5 転貸面積	累計 転貸面積
① 株式会社カワカミ蓮根	東広島市	レンコン	12.8	14.3
② イオンアグリ創造株式会社	世羅町	アスパラガス	12.1	24.6
③ 株式会社 vegeta	福山市、三次市、庄原市、安芸高田市	キャベツ トマト	8.7	146.1
④ 株式会社 AraifaM	三次市	ほうれんそう等	4.0	4.0
⑤ 株式会社ジョージア園芸	尾道市	花壇苗	2.1	2.1
⑥ 広島県果実農業協同組合連合会	呉市、三原市、福山市	ぶどう カンキツ	1.5	7.5
⑦ 小野原 壱成	三次市	ほうれんそう	1.2	1.3
⑧ 田坂 信太郎	三原市	白ねぎ	1.2	1.2

⑨ 高田 勝彦	三原市	白ねぎ ピーマン	1.0	1.0
⑩ 株式会社やさい工房くろぶち	世羅町	アスパラ ガス、白 ねぎ他	1.0	1.0

(2) 推進活動

農地中間管理機構関連農地整備事業などの整備事業に係る中間管理権の設定は、次の①～⑧の各地区で中間管理権を設定している。①については、一時利用指定に伴って借受者へ転貸した。

① 三次市三和町大力谷・小力谷地区の設定（機構関連）	36.4ha
三次市三和町大力谷・小力谷地区の一時利用指定に基づく転貸	2.9ha
② 呉市日の浦地区の中間管理権の設定（機構関連）	7.0ha
③ 江田島市沖地区の中間管理権の設定（機構関連）	5.5ha
④ 三次市甲奴町宇賀地区の中間管理権の設定（機構関連）	8.7ha
⑤ 安芸高田市すだれ地区の中間管理権の設定（機構関連）	29.4ha
⑥ 安芸高田市火の谷地区の中間管理権を設定（機構関連）	8.2ha
⑦ 安芸高田市鍋石地区の中間管理権を設定（競争力）	35.0ha
⑧ 庄原市田口地区の中間管理権を設定（機構関連）	10ha

(3) 課題

農地条件整備事業の実施や意向調査を行うに当たり、農地所有者等の理解や同意が必要である。

このため、市町・地元の協力や理解を得るため、計画策定や意向調査の当初からの参画と情報共有を図るとともに、機構の地域駐在コーディネーター（以下、「機構CD」という。）と市町等との密な連携や調整、体制づくりが必要である。

2 認定・新規就農者等への集積 118 経営体：209ha

(1) 転貸実績

認定新規就農者（法人・個人）の育成として、研修修了生等へ5市町で6.2haを転貸した。各市町・団体の新規就農研修制度との連携により、新規就農者用農地（①、②）、就農予定地の確保（②、③）を進めた。

経営体名	市町名	転貸面積
① ひろしま活力農業経営者育成事業修了生29経営体	広島市、安芸太田町	3.6ha
② JAひろしま（三次地域本部）	三次市	0.6ha
③ 広島県果実農業協同組合連合会	呉市、福山市	2.0ha
計		6.2ha

(2) 推進活動

新規就農者の確保は、研修事業と研修後の農地確保が必須である。

このため、機構は、当初から事業計画に参画するとともに、地元精通した地域CDの積極的な関与により、円滑な農地確保・集積につながるよう努めている。

廃業や規模縮小した経営体からの再配分を行った。

市町・地区名	推進内容	転貸面積
安芸太田町	廃業した活力生からの再配分	0.7ha
計		0.7ha

(3) 推進上の課題

所得を得るため生産性の高い施設園芸や果樹栽培が増加しており、これらは長期の貸借になるため、貸付者・借受者貸借条件の調整・確認が必須であり、研修中から、関係機関と連携し、就農に適した農地の確保に努める。

しかしながら、廃業等に至る研修修了生もいることから、その後の農地・施設等の移転を速やかに行っていく。

令和5年度から、県に農業経営・就農支援センターが開設され、各研修施設の情報が集められることから、当センターと情報交換を密にし、研修事業・施設や研修修了生における課題解決に努める。

3 集落法人の付替・規模拡大・新設につながる農地集積

69 法人 : 340ha

(1) 転貸実績

ア 新規設立

令和5年度は、新規設立の集落法人はなかった。

10年間で新設34法人に808haの集積を実施

イ 既存法人の付替

69 法人に340haを転貸した。

前年対比で法人数は117%、面積は126%となっており、法人数、面積ともに増加した。

ウ 解散に伴う農地の再設定

法人の解散意向により、市町・農業委員会と連携し、地域駐在コーディネータが連携して他法人とのマッチングを進めている。

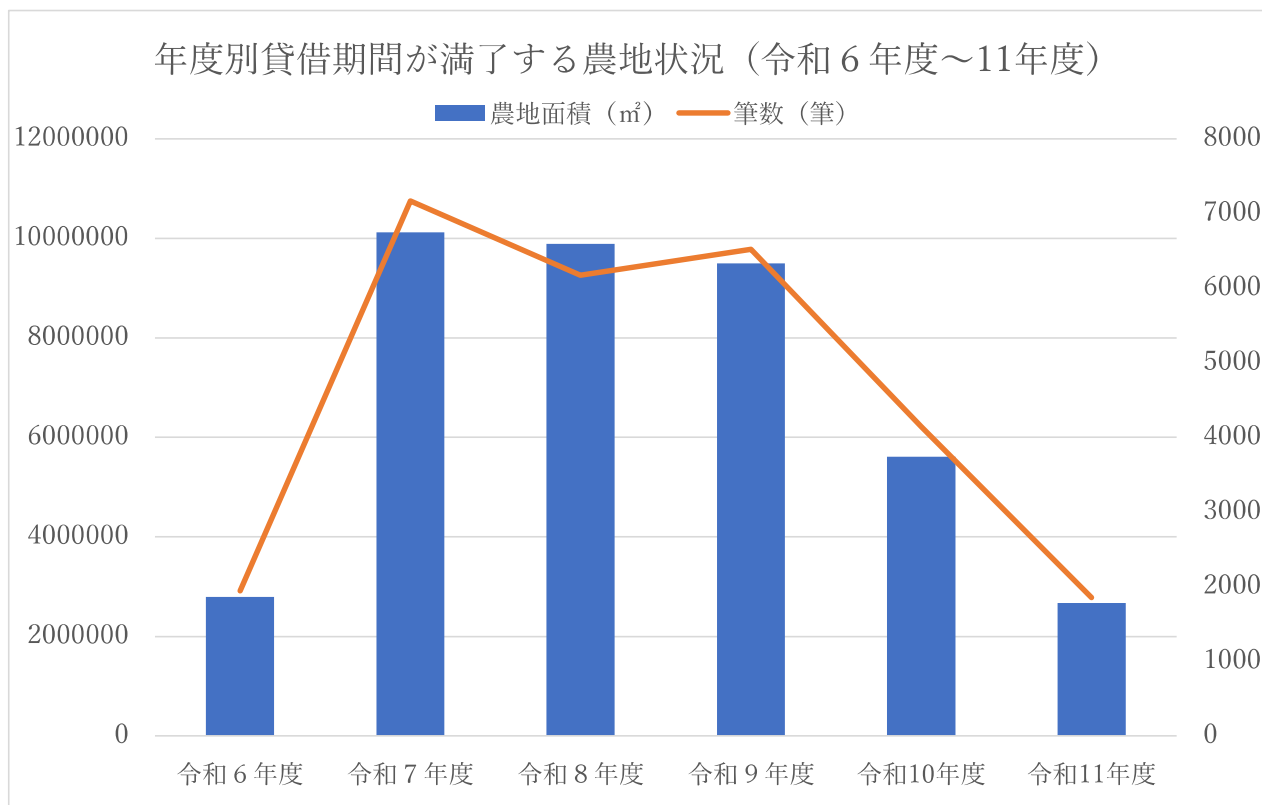
(2) 推進活動

利用権の終期を迎える法人の情報を市町・農業委員会へ提供し、意向確認を行っている。

令和3年度から各農林事務所（事業所）に対して情報提供をしている。

令和6年度からの更新時期に入る集落法人が多いことから、この間に終期が訪れる契約について、機会を捉えて関係機関に情報提供している。

【契約満了時期別面積】



(3) 推進上の課題

これまで195法人が4,963ha機構事業を活用している。

これまでは、活用件数・面積とも頭打ちとなっていたが、令和5年度は、機構以外からの更新（付替）、新規面積の取り込みが生じている。

この原因としては、集落法人における更新は、集落の農地を守るとの目的で設立されたものが多く、景気・経営状況等による影響を受けず再契約をすることと、相対取引だったものが、国の施策（協力金等）や認知度の高まりにより、機構を介するものとなってきたと考えられる。

また、集落で、認定農業者以外で農地を預かっていた農業者が廃業・引退し、次の引き受け手として集落法人しかいなかったため、新規面積も増加しているのではないかと考えている。

しかしながら、集落法人においても、役員等の高齢化に伴う労働力不足により、業務遂行・経営も困難になっていると考えられ、事実、このような状況に陥り、解散する集落法人もでていく。

今後、このような集落法人の活動休止・解散、更に、平成26年度から始まった機構事業が令和6年で10年目となり、契約の再契約を契機に、集落法人の経営見直しにより、管理農地の縮小や解散が起こる可能性がある。

このため、関係機関との連携を深め、契約終了時の時期について情報提供をし、集落法人へ法人連携・統廃合に伴う農地の付替えについて、地域計画に反映されるよう作成に協力していく。

4 令和5年度の特徴・まとめ

(1) 園芸産地の形成

県がこれまで行ってきた企業参入促進が形となってきており、長年懸案であった呉市日の浦地区（(有)美づ葉、個人）のカットネギ、江田島市沖地区（(株)鈴生）のレモン、県の事業により熊本の（株）カワカミ蓮根が東広島市高屋地区でレンコン生産による参入が決まった。

(2) 集落法人への集積

これまで、集落法人の当事業の活用は減少傾向を示していたが、相対取引の更新時期となり、機構への付替により増加した。

令和6年度から、平成26年度に当事業を活用した法人の更新も含め増加が見込まれる。

また、新設の法人以外でも新規面積が増加しており、集落の担い手（認定農業者等以外）が廃業等により、その農地が法人に集まったと考えているが、その傾向はこれからも増えると思われる。

(3) 資材高騰の影響

令和3年は米価下落、資材高騰等により経営環境が厳しい年となり、令和4年も資材費は高止まりしており、規模拡大意欲への影響が懸念される。令和5年は円安傾向の影響もあり、引き続き資材費は高い状況にあることに加えて、生活関連の値上げが続いている。

(4) 制度改正

農地関連法が改正され、令和5年度から施行されることとなり、それに伴う説明会、検討会を昨年度に続いて開催し、事業規程、実施方針、事務処理要領等を改正した。

令和7年度からの本格施行に備え、現在もその方法を模索・検討中である。

令和5年度 農地中間管理事業の評価意見書

	項 目	評 価 ・ 意 見 ・ 改 善 事 項
I 実績評価	<p>1. 事業実績</p> <p>(1)集積面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画1,400haに対し、実績は549ha うち新規集積面積は121ha ・ 国が示した年間集積目標に対する機構の寄与度7%(全国35位) 10年間の寄与度12%(全国18位) <p>(2)県重点推進項目別実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 産地育成につながる大規模な農地集積(10経営体, 46ha) ② 新規就農者・認定農業者等への農地集積, 分散錯ほの解消(118経営体, 209ha) ③ 集落法人の付替・規模拡大・新設(69経営体, 340ha) 	<p>(目標面積に対し十分な成果となっているか) 機構事業が10年を経過し認知が高まったことで、相対契約からの取り込み等により増加していると自己評価されている。資材高騰等、農業経営を取り巻く状況が厳しく経営意欲が高まらない中で、昨年度よりも転貸面積が増加していることは、事業の成果として評価出来る。</p> <p>(機構は新規集積に貢献しているか) 農業法人の新設や相対契約だったものからの借り換えが、新規面積の増加している要因と自己評価されている。自己評価は妥当であり、機構の広報等により認知度が上がっていると評価した。</p> <p>(県施策に基づいた農地集積は十分か) ①県施策の実行計画にある目標の一つで、園芸用農地集積の目標を年55haに、寄与する実績と評価出来る。 ②市町等が実施している新規就農者制度と連携し、新規就農者用農地の確保を進めていることは、担い手確保に繋がる取組であると評価出来る。 ③新設法人はなかったが、既存法人の付替えに、関係機関と連携し機構事業の活用が図られており、これまでの広報や実績からの認知度により成果が拡大していくもの評価出来る。</p>
II 推進活動への意見	<p>2. 推進活動について</p> <p>(1)産地育成につながる大規模な農地集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備事業との連携 ・ 新規参入者のニーズ把握 ・ 貸付希望者との調整 <p>(2)新規就農者・認定農業者等への農地集積, 分散錯ほの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修制度との連携 ・ 中間保有機能を活かした円滑な就農地の提供 <p>・ 借受希望者のニーズ把握</p> <p>・ 機構活用の働きかけ</p> <p>(3)集落法人の付替・規模拡大・新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規設立時の集積への支援 ・ 既存法人への機構活用の働きかけ 	<p>(園芸用農地の集積はうまくいっているか) 農地中間管理機構関連事業による整備事業の推進が図られており、地域駐在コーディネータと市町等との連携を体制づくりの重要性が感じられた。今後も、地域の農地所有者の意向把握や情報共有に機構が関与することを期待する。</p> <p>(新規就農者の確保に貢献しているか) 新規就農者の就農予定地の確保について、地域駐在コーディネータの積極的な活動が行われている。また、新規就農者が廃業し新たな貸付先が必要となった農地についても調整等にも努めており、地域農業の担い手確保に向けた取組みを確認した。</p> <p>(認定農業者の農地集積に貢献しているか) 令和5年度から、県に農業経営・就農支援センターが開設し、体制も整備され、機構も関係機関との情報交換に積極的に取り組んでいることを確認した。</p> <p>(集落法人での活用は十分か) 利用権の終期を迎える法人の農地利用権に係る情報を、市町、農業委員委員会と共有し、転貸の実績に繋げていることを確認した。</p>

	項 目	評 価 ・ 意 見 ・ 改 善 事 項
Ⅲ 推 進 体 制 へ の 意 見	<p>3. 推進体制について</p> <p>(1) 事業推進</p> <p>① 機構 (財団・CD・市町等業務委託) ・機構コーディネータ働きかけ ・市町への業務委託と役割分担</p> <p>② 関係機関との連携 (市町・農業委員会・県・JA・改良区) ・農業委員会との連携 ・地域戦略組織への参加 ・基盤整備部局との連携</p> <p>③ 農業者との連携 ・CDや推進委員を通じた周知 ・借受希望者へのニーズ把握</p> <p>(2) 農地管理</p> <p>① 賃借料徴収支払・契約変更 ・適正な事務処理の実施</p>	<p>(円滑な事業推進のための体制ができているか) 財団の組織に、事業推進と農地管理の2課を設けて、それぞれの課に、市町担当を配置するフォローの体制を確認した。また、地域駐在コーディネータを、12市町29名を配置し、地域の担い手の意向確認等を出来る体制を確認した。</p> <p>(関係機関との連携はとれているか) 市町の業務委託の状況、職員及び地域駐在コーディネータの活動状況については、事業推進のための関係機関との積極的は取組みや、マッチング活動について確認した。</p> <p>(農業者への周知、ニーズの把握等ができているか) 借受者の意向調査の実施、地域駐在コーディネータの相談活動等を確認し、積極的に農業者との連携を図る取組みを行っている。また、地域計画の作成に向けた協議にも参画していることを確認した。</p> <p>(適正な事務ができているか) 賃借料の徴収と支払の事務については、年度内に全て完了されており、適正に事務処理が実施されているのを確認した。</p>
参 考	<p>令和6年度の事業推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の改正への対応状況 ・令和6年度の推進体制について ・事業実施規程, 実施方針について 	<p>(新制度における事業規程等の整理は適切か等) 令和7年度の新制度本格実施に向けて、事務処理の検討や農地情報をクラウドにより共有するシステムの導入等、事務の簡素化のための取組みを行っており、新制度に向けての取組みは評価出来る。</p> <p>(6年度の推進体制について、機構の内部体制, 県・市町等との連携) 新制度に向けての事務処理等について、県、市町との検討協議をすすめていることを確認した。令和7年度に向けた体制等について、令和6年度も引続き検討協議を進めていることを確認した。</p>
総 合 評 価 ・ 意 見	<p>(全体としてどうか。改善点, 検討すべき事項はあるか) 農業者が潤わないので、意欲が下がっていて、自給率も下がっている。耕作放棄地を作るようにならないように、中間管理事業は農業者にとって良い制度と思っている。農業者が潤うようにということを考えて取り組んでほしい。</p> <p>(担い手育成・確保対策との連携) 借受者意向調査の結果を見ると、現状維持の人も多いが、拡大意向も122ある。意外と多いという印象であり、これからも何か展望を持っているから拡大意向があると考え。こうした方々が今後も鍵になり、中間管理事業を使ったビジネス展開につながるのではないかと感じている。</p> <p>(今後の県施策等との連携) 面積が小さい方でもやる気がある人を担い手として、広島県のやり方を考えて進めてほしい。現状では担い手が減る一方になる。地域で農業機械の研修会をしたが、女性が自分で動かして活気があった。こうした地道なことに目を向けてほしい。 経営所得安定対策事業において、5年に1回湛水することが事業要件となっており、生産現場は苦慮している。農地中間管理事業の推進においては、そうした状況を認識して取り組んでほしい。</p>	